

八 証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十八号）

改正案	現行
（検査をするときに携帯すべき証券の様式） 第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条第一項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十二条第二項（同法第二百十三条第六項において準用する場合を含む。）、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第八条第二項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百十七条第二項（同法第二百九条（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二十条第二項及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第八条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）の職員（委員会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含む。）が検査をするときに携帯すべきその身分を示す証券又は証明書は、次の各号に掲げる法律の規定による検査の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一 次に掲げる法律の規定による検査 別紙様式第一	（検査をするときに携帯すべき証券の様式） 第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条第一項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十二条第二項（同法第二百十三条第六項において準用する場合を含む。）、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第八条第二項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百十七条第二項（同法第二百九条（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二十条第二項及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第八条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）の職員（委員会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含む。）が検査をするときに携帯すべきその身分を示す証券又は証明書は、次の各号に掲げる法律の規定による検査の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一 次に掲げる法律の規定による検査 別紙様式第一

イ 金融商品取引法第五十六条の二第二項（同法第六十五条の第三項において準用する場合を含む。）から第四項まで、第六十条の十一、第六十三条第八項、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第三百条の四、第百六条の六、第百六条の十六、第百六条の二十、第百六条の二十七、第百五十一条（同法第百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第百五十五条の九、百五十六条の十五、第百五十六条の三十四及び第百八十七条の規定

ロ～ヘ （略）

二 （略）

イ 金融商品取引法第五十六条の二第二項（同法第六十五条の第三項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第六十条の十一、第六十三条第八項、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第三百条の四、第百六条の六、第百六条の十六、第百六条の二十、第百六条の二十七、第百五十一条（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第百五十五条の九、百五十六条の十五、第百五十六条の三十四及び第百八十七条の規定

ロ～ヘ （略）

二 （略）

改正案	現行
（吸収合併消滅法人の事前開示事項） 第百九十三条（略） 2 この条において「合併対価」とは、吸収合併存続法人が吸収合併に際して吸収合併消滅法人の投資主に対してその投資口に代えて交付する当該吸収合併存続法人の投資口又は金銭をいう。 3 第一項第一号に規定する「合併対価の相当性に関する事項」とは、次に掲げる事項その他法第百四十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項とする。 一 合併対価の総計（投資口の総数及び金銭の総額をいう。）の相当性に関する事項 二（略） 三 合併対価として金銭を選択した場合にあっては、その理由 4 第一項第二号に規定する「合併対価について参考となるべき事項」とは、次に掲げる事項その他これに準ずる事項（法第百四十九条第一項に規定する書面又は電磁的記録にこれらの事項の全部又は一部の記載又は記録をしないことにつき吸収合併消滅法人の総投資主の同意がある場合にあっては、当該同意があったものを除く。）とする。	（吸収合併消滅法人の事前開示事項） 第百九十三条（略） 2 この条において「合併対価」とは、吸収合併存続法人が吸収合併に際して吸収合併消滅法人の投資主に対してその投資口に代えて交付する当該吸収合併存続法人の投資口をいう。 3 第一項第一号に規定する「合併対価の相当性に関する事項」とは、次に掲げる事項その他法第百四十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項とする。 一 合併対価の総数の相当性に関する事項 二（略） 三（新設） 4 第一項第二号に規定する「合併対価について参考となるべき事項」とは、次に掲げる事項その他これに準ずる事項（法第百四十九条第一項に規定する書面又は電磁的記録にこれらの事項の全部又は一部の記載又は記録をしないことにつき吸収合併消滅法人の総投資主の同意がある場合にあっては、当該同意があったものを除く。）とする。

一 (略) 二 次に掲げる事項その他の合併対価として交付される投資口の換価の方法に関する事項 イ 当該投資口を取引する市場 ロ 当該投資口の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者 三 合併対価として交付される投資口に市場価格があるときは、その価格に関する事項 5 (略) (金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限) 第二百六十七条 法第二百二十三条の三第二項及び第三項の規定により適用する金融商品取引法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、金融商品取引業等に関する内閣府令第百五十三条第一項各号に掲げる行為及び次に掲げる行為とする。 一・二 (略)	一 (略) 二 次に掲げる事項その他の合併対価の換価の方法に関する事項 イ 合併対価を取引する市場 ロ 合併対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者 三 合併対価に市場価格があるときは、その価格に関する事項 5 (略) (金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限) 第二百六十七条 法第二百二十三条の三第二項及び第三項の規定により適用する金融商品取引法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、金融商品取引業等に関する内閣府令第百五十三条各号に掲げる行為及び次に掲げる行為とする。 一・二 (略)
--	---

十 資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第三百三十号）

改正案	現行
（特定譲渡人の親会社又は子会社が関与する行為の制限） 第二十四条 準用金融商品取引法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一 通常の取引の条件と著しく異なる条件で、当該特定目的会社又は特定譲渡人の親法人等（金融商品取引法第三十一条の四第三項に規定する親法人等をいう。以下この条において同じ。）又は子法人等（同法第三十一条の四第四項に規定する子法人等をいう。以下この条において同じ。）と募集等契約に係る取引を行うこと。 二・三 （略）	（特定譲渡人の親会社又は子会社が関与する行為の制限） 第二十四条 準用金融商品取引法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一 通常の取引の条件と著しく異なる条件で、当該特定目的会社又は特定譲渡人の親法人等（金融商品取引法第三十一条の四第五項に規定する親法人等をいう。以下この条において同じ。）又は子法人等（同条第六項に規定する子法人等をいう。以下この条において同じ。）と募集等契約に係る取引を行うこと。 二・三 （略）

十一 特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第三百三十一号）

改正案	現行
（原委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限） 第二十四条 準用金融商品取引法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一 通常の取引の条件と著しく異なる条件で、当該原委託者の親法人等（金融商品取引法第三十一条の四第三項に規定する親法人等をいう。以下この条において同じ。）又は子法人等（同法第三十一条の四第四項に規定する子法人等をいう。以下この条において同じ。）と受益証券の募集等に係る取引を行うこと。 二・三 （略）	（原委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限） 第二十四条 準用金融商品取引法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一 通常の取引の条件と著しく異なる条件で、当該原委託者の親法人等（金融商品取引法第三十一条の四第五項に規定する親法人等をいう。以下この条において同じ。）又は子法人等（同法第六項に規定する子法人等をいう。以下この条において同じ。）と受益証券の募集等に係る取引を行うこと。 二・三 （略）

改 正 案	現 行
(定義) 第二条 (略) 2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一・二 (略) 三 吸収合併対価 吸収合併に際して吸収合併存続法人が吸収合併消滅法人（法第四百七条第一項第一号に規定する吸収合併消滅法人をいう。以下同じ。）の投資主に対して交付する投資口又は金銭をいう。 四 (略) 四の二 吸収合併対価簿価 吸収合併対価である金銭の額をいう。 五〃十五 (略) (共通支配下関係にある場合におけるのれんの計上) 第十条の二 吸収合併消滅法人と吸収合併存続法人が共通支配下関係にあるものとして計算すべき場合（次条第一項に規定する場合及び第二十三条の規定を適用する場合を除く。）において、次の各号に掲げるときは、吸収合併存続法人は、吸収合併に際して、当該各号に定めるのれんを計上することができる。ただし、吸収合併対価の	(定義) 第二条 (略) 2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一・二 (略) 三 吸収合併対価 吸収合併に際して吸収合併存続法人が吸収合併消滅法人（法第四百七条第一項第一号に規定する吸収合併消滅法人をいう。以下同じ。）の投資主に対して交付する投資口をいう。 四 (略) (新設) 五〃十五 (略) (新設)

一部が吸収合併存続法人の投資口である場合には、第一号に定めるのれんは、吸収合併対価簿価を超えて計上することはできない。

一 イに掲げる額がロに掲げる額未満である場合（吸収合併対価の全部が吸収合併存続法人の投資口である場合を除く。）その差額に対応する部分についての資産としてののれん

イ (1)に掲げる額から(2)に掲げる額を減じて得た額

(1) 吸収合併簿価投資主資本額

(2) 吸収合併の直前に吸収合併存続法人が有する吸収合併消滅法人の投資口の帳簿価額

ロ 吸収合併対価簿価

二 前号イに掲げる額が同号ロに掲げる額以上である場合（吸収合併対価の全部又は一部が吸収合併存続法人の投資口である場合を除く。）その差額に対応する部分についての負債としてののれん

2 前項の場合には、同項の規定により計上するのれんの額は、吸収合併簿価投資主資本額には、算入しない。

（子法人と合併をする場合におけるのれん等の計上）

第十一条（略）

2 第十条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、前項に規定する場合（当該吸収合併存続法人の親法人その他の当該吸収合併存続法人を支配する者が存する場合を除く。）において、少数投資主が有する吸収合併消滅法人の投資口に対応する部分について計上

（子法人と合併をする場合におけるのれん等の計上）

第十一条（略）

2 前条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、前項に規定する場合（当該吸収合併存続法人の親法人その他の当該吸収合併存続法人を支配する者が存する場合を除く。）において、少数投資主が有する吸収合併消滅法人の投資口に対応する部分について計上す

するのれんについて準用する。

3| 前条（第一項第一号イ(2)に係る部分を除く。）の規定は、第一項に規定する場合（当該吸収合併存続法人の親法人その他の当該吸収合併存続法人を支配する者が存する場合に限る。）において、少数投資主が有する吸収合併消滅法人の投資口に対応する部分について計上するのれんについて準用する。この場合において、同条第一項中「吸収合併対価簿価」とあるのは「吸収合併対価簿価（少数投資主に交付する吸収合併対価に相当する部分に限る。）」と、同項第一号イ(1)中「吸収合併簿価投資主資本額」とあるのは「吸収合併簿価投資主資本額（少数投資主が有する吸収合併消滅法人の投資口に対応する部分に限る。）」と読み替えるものとする。

4| 前条（第一項第一号イ(2)に係る部分を除く。）の規定は、第一項に規定する場合において、中間子法人等が有する吸収合併消滅法人の投資口に対応する部分について計上するのれんについて準用する。この場合において、同条第一項中「吸収合併対価簿価」とあるのは「吸収合併対価簿価（中間子法人等に交付する吸収合併対価に相当する部分に限る。）」と、同項第一号イ(1)中「吸収合併簿価投資主資本額」とあるのは「吸収合併簿価投資主資本額（中間子法人等が有する吸収合併消滅法人の投資口に対応する部分に限る。）」と読み替えるものとする。

5| (略)

(のれんの計上の禁止)

るのれんについて準用する。

(新設)

(新設)

3| (略)

(のれんの計上の禁止)

第十二条 吸収合併対象財産に吸収合併消滅法人における吸収合併の直前の帳簿価額を付すべき場合には、吸収合併存続法人は、吸収合併に際して、のれんを計上することができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 前二条の規定によりのれんを計上することができる場合

二・三 (略)

(吸収合併存続法人の投資主資本)

第二十二条 吸収合併対価の全部又は一部が吸収合併存続法人の投資口である場合(次条の規定を適用する場合を除く。)には、吸収合併存続法人の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一〜四 (略)

2 前項に規定する「吸収合併投資主資本変動額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 吸収合併対象財産の全部の取得原価を吸収合併対価の時価その他当該吸収合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもって測定することとすべき場合 吸収合併対価時価(吸収合併存続法人の投資口に係るものに限る。)

二 吸収合併消滅法人と吸収合併存続法人が共通支配下関係にあるものとして計算すべき場合(次号及び第四号に掲げる場合を除く。)

イ・ロ (略)

ハ 吸収合併対価簿価

第十二条 吸収合併対象財産に吸収合併消滅法人における吸収合併の直前の帳簿価額を付すべき場合には、吸収合併存続法人は、吸収合併に際して、のれんを計上することができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりのれんを計上することができる場合

二・三 (略)

(吸収合併存続法人の投資主資本)

第二十二条 次条の規定を適用する場合を除き、吸収合併存続法人の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一〜四 (略)

2 前項に規定する「吸収合併投資主資本変動額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 吸収合併対象財産の全部の取得原価を吸収合併対価の時価その他当該吸収合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもって測定することとすべき場合 吸収合併対価時価

二 吸収合併消滅法人と吸収合併存続法人が共通支配下関係にあるものとして計算すべき場合(次号及び第四号に掲げる場合を除く。)

イ・ロ (略)

(新設)

三 吸収合併消滅法人が吸収合併存続法人の子法人であるものとして計算すべき場合（当該吸収合併存続法人の親法人その他の当該吸収合併存続法人を支配する者が存しない場合に限り。）イ及びロに掲げる額の合計額

イ（略）

ロ 吸収合併簿価投資主資本額（中間子法人等が有する吸収合併消滅法人の投資口に対応する部分に限り。）から中間子法人等に交付する吸収合併対価簿価を減じて得た額

四 吸収合併消滅法人が吸収合併存続法人の子法人であるものとして計算すべき場合（当該吸収合併存続法人の親法人その他の当該吸収合併存続法人を支配する者が存しない場合を除く。）吸収合併簿価投資主資本額（少数投資主及び中間子法人等が有する吸収合併消滅法人の投資口に対応する部分に限り。）から吸収合併対価簿価を減じて得た額

五（略）

三 吸収合併消滅法人が吸収合併存続法人の子法人であるものとして計算すべき場合（当該吸収合併存続法人の親法人その他の当該吸収合併存続法人を支配する者が存しない場合に限り。）イ及びロに掲げる額の合計額

イ（略）

ロ 吸収合併簿価投資主資本額（中間子法人等が有する吸収合併消滅法人の投資口に対応する部分に限り。）

四 吸収合併消滅法人が吸収合併存続法人の子法人であるものとして計算すべき場合（当該吸収合併存続法人の親法人その他の当該吸収合併存続法人を支配する者が存しない場合を除く。）吸収合併簿価投資主資本額（少数投資主及び中間子法人等が有する吸収合併消滅法人の投資口に対応する部分に限り。）

五（略）

改正案	現行
（監督調査室等及び監督企画官等） 第八条（略） 2・3（略） 4 コングロマリット室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。 一 次のイからハまでに掲げる者（以下この項において「銀行等」という。）であつて、金融コングロマリット（次のニ又はホに規定する企業集団をいう。以下同じ。）を構成する者についての監督事務に関する総合調整に関すること。 イゝハ（略） ニ 次の(1)及び(2)に掲げる者(3)又は(4)に掲げる者がある場合には当該者を含む。）で構成される企業集団 (1)ゝ(3)（略） (4) (1)から(3)までに掲げる者のほか、内部管理に関する業務（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）<u>第百五十三条第三項各号</u>に掲げる業務をいう。以下この号において同じ。）を(1)に掲げる者又はその子会社である銀行等と共通の役員又は使用人が行っている会社 ホ 次の(1)及び(2)に掲げる者(3)又は(4)に掲げる者がある場合に	（監督調査室等及び監督企画官等） 第八条（略） 2・3（略） 4 コングロマリット室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。 一 次のイからハまでに掲げる者（以下この項において「銀行等」という。）であつて、金融コングロマリット（次のニ又はホに規定する企業集団をいう。以下同じ。）を構成する者についての監督事務に関する総合調整に関すること。 イゝハ（略） ニ 次の(1)及び(2)に掲げる者(3)又は(4)に掲げる者がある場合には当該者を含む。）で構成される企業集団 (1)ゝ(3)（略） (4) (1)から(3)までに掲げる者のほか、内部管理に関する業務（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）<u>第百五十一条第四項各号</u>に掲げる業務をいう。以下この号において同じ。）を(1)に掲げる者又はその子会社である銀行等と共通の役員又は使用人が行っている会社 ホ 次の(1)及び(2)に掲げる者(3)又は(4)に掲げる者がある場合に

は当該者を含む。)で構成される企業集団

(1) (3) (略)

(4) (1)から(3)までに掲げる者のほか、内部管理に関する業務(金融商品取引業等に関する内閣府令第百五十三条第三項各号に掲げる業務をいう。以下この号において同じ。)を(1)に掲げる者又はその国内の子会社若しくは支店である銀行等と共通の役員又は使用人が行っている国内の会社

二・三 (略)

5
16 (略)

は当該者を含む。)で構成される企業集団

(1) (3) (略)

(4) (1)から(3)までに掲げる者のほか、内部管理に関する業務(金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第百五十一条第四項各号に掲げる業務をいう。以下この号において同じ。)を(1)に掲げる者又はその国内の子会社若しくは支店である銀行等と共通の役員又は使用人が行っている国内の会社

二・三 (略)

5
16 (略)